

令和4年7月吉日

各 位

南 国 市 商 工 会
会長 杉村 寛
(公印省略)

なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店の募集について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は南国市の商工業の振興に関し多大なご協力を頂き、誠に有難うございます。

さて南国市では新型コロナウイルスの影響の緩和と地域の消費喚起のため、市内の店舗で利用できるプレミアム付商品券の販売を計画しています。

市民の皆様が市内の多くの店舗で利用できるよう広く加盟店を募集します。是非ともご加盟頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 加盟条件

南国市内において事業を営む方（支店・営業所も含みます）とします。

2. 加盟方法

「なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店申込書」（様式 1）及び「暴力団排除に関する誓約書」（様式 2）を商工会まで送付してください。（FAX可 FAX番号 863-0201）

※申込用紙等は、南国市商工会事務局で受け取るか、ホームページ（<https://nankoku-shokokai.or.jp/>）からダウンロードしてください。

3. 加盟申込期間

令和4年7月1日～8月15日（一次募集）。期間内にお申込みをいただいた事業所につきましては対象の市民の皆様にお渡しする加盟店一覧表に掲載いたします。

※切後も加盟店登録の受付をいたしますが、ホームページでの掲載のみとなりますのでご了承ください。（加盟店一覧表には掲載できません。）

4. 商品券の使用

商品券（額面：500円）で買い物を希望された場合、現金同様に取扱って下さい。ただし釣銭は出さないでください。

※商品券や「たばこ」など利用対象にならないものもあります。詳細は、別記を参照にしてください。

5. 商品券の有効期限

商品券には有効期限（令和4年10月3日～令和4年12月31日までの予定）を設けています。期限切れの商品券はご利用ができませんので、ご注意下さい。

6. 商品券の販売期間

令和4年10月3日～令和4年11月30日まで、市内スーパーや郵便局で販売予定です。

7. 商品券の換金

市内金融機関（四国銀行南国支店・香長支店、高知銀行後免支店・南国支店・十市支店、高知信用金庫南国支店）に持込・振込換金の予定です。（手数料無料）

＜換金決済条件＞

1日から15日に持込した場合：当月末日までに振込支払

16日から月末日に持込した場合：翌月15日までに振込支払

※利用済み商品券の詳しい換金方法等につきましては、9月以降に開催予定の説明会にてお知らせします。

※複数店舗をもち、換金を店舗ごとにする場合は申込書(様式1)をコピーし、それぞれにお申込みください。

8. 発行予定

○市民1人あたり額面5,000円分（商品券500円×10枚セット）を3,000円で販売（上限2セット）。総額10,000円分の商品券を6,000円で購入できます。

○1セットのうち1,500円分（500円×3枚）は大型量販店では利用できません。

○購入対象者：南国市民（令和4年8月1日時点で住民登録されている方）

9. 商品券の見本等

加盟店の皆様方には後日、商品券の見本、ポスター等をお渡しします。

皆様のご協力・ご加盟をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ】

○加盟店募集について：南国市商工会

☎864-3073 FAX863-0201

別記

○商品券の利用対象にならないもの

- ・商品券(ビール券・清酒券・おこめ券・店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法(昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ・出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車)に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗にふさわしくないもの
- ・その他、利用対象商品としてふさわしくないと市が認めたもの

なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店申込書

令和4年 月 日

なんこくプレミアム商品券 2022 加盟店として申し込みます

1. 全社記入必須

会社住所	
会社名	
代表者名	⑩
電話番号	
店舗名(屋号)	※加盟店一覧に掲載する名称をご記入ください
店舗住所	※上記と同じ場合は記入不要
ジャンル	※下記一覧より一つだけ番号を選択してください

2. 市内に複数店舗をもつ場合にのみ記入(換金用登録番号を一つに統一します)

なお、複数店舗をもち、換金を店舗ごとにする場合は本申込書(様式 1)をコピーし、それぞれにお申込みください。

店舗名(屋号)	※加盟店一覧に掲載を希望する名称をご記入ください
ジャンル	※下記一覧より一つだけ番号を選択してください

ジャンル一覧(加盟店一覧はジャンルごとに掲載します)

一つの店名で複数業種を営まれている店舗も1店舗一つのみ選択してください。

- ①食べる(飲食店、酒・食料品販売、コンビニエンスストアなど)
 ②暮らす(ドラッグストア、家具・家電・日用雑貨販売、自動車・設備修理業、ガソリンスタンドなど)
 ③学ぶ・レジャー(文化教室・娯楽施設・宿泊業など) ④理容・美容サービス
 ⑤交通・運輸サービス ⑥大型量販店(スーパーマーケット) ⑦その他

受付印

※様式 1 と様式 2 を提出してください

令和 4 年 月 日

南国市商工会 会長 杉村 寛 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
生 年 月 日

印

年 月 日生

誓 約 書

私は、なんこくプレミアム商品券2022の加盟店舗登録申請について、南国市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、私のなんこくプレミアム商品券 2022 の加盟店舗登録申請に際して、自己又は自社の役員等が、裏面に掲げる事項のいずれにも該当する者ではありません。
- 2 私は、裏面に掲げる者の該当の有無を確認するため、関係機関から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、私のなんこくプレミアム商品券 2022 の加盟店舗登録申請について、南国市商工会が定める事項や指示を遵守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行いません。

以上

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。